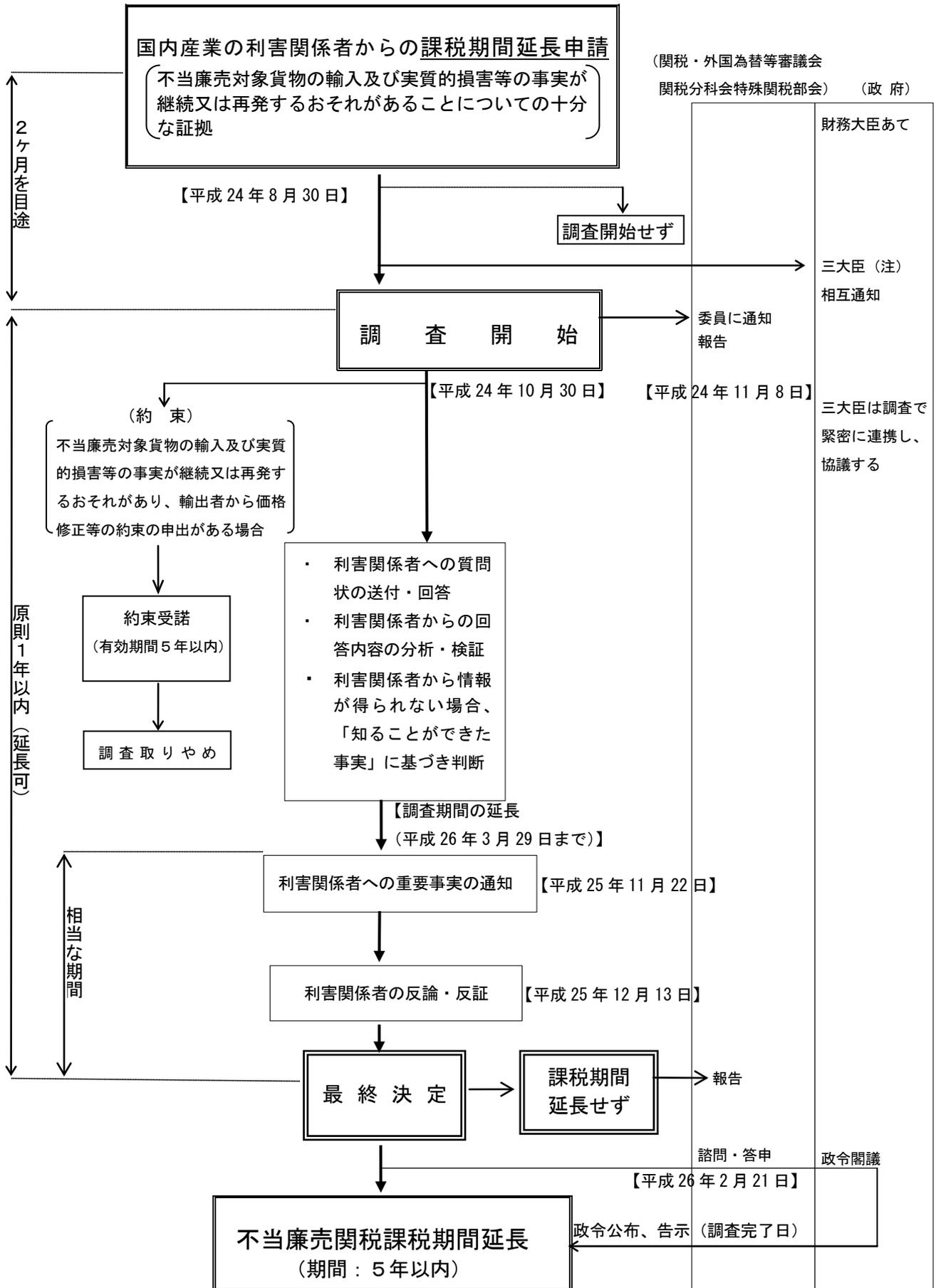


不当廉売関税制度について

I. 不当廉売関税制度の概要

区分	不当廉売関税
国内法令上の根拠規定	関税定率法第8条 不当廉売関税に関する政令
WTO協定上の根拠規定	GATT第6条 GATT第6条の実施に関する協定(ダンピング防止協定)
措置の概要	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税
措置の適用要件	(1) 不当廉売された貨物の輸入 (2) 国内産業に与える実質的損害等 (当該貨物の輸入が、同種の貨物を生産する産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は産業の確立を実質的に妨げる事実があること) (3) 国内産業保護の必要性
	(課税期間を延長する場合) (1) 不当廉売された貨物の輸入 (2) 国内産業に与える実質的損害等 が課税期間満了後に継続又は再発のおそれがあると認められること
措置の内容	不当廉売差額〔(正常価格)－(輸出価格)〕と同額以下の割増関税
措置の期間	5年以内 (5年以内の延長が可能)

Ⅱ. 不当廉売関税の課税期間延長手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

Ⅲ. 関連法令

関税定率法(抄)

(明治四十三年法律第五十四号)

(不当廉売関税)

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

25 第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

26 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

27 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

29 第二十七項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

30 第一項の規定により指定された期間を第二十項又は第二十五項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一 第二十項の規定により延長する場合 第二十二項の調査が完了した日

二 第二十五項の規定により延長する場合 第二十七項の調査が完了した日

不当廉売関税に関する政令(抄) (平成六年政令第四百十六号)

(不当廉売関税を課することの通知等)

- 第十六条** 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)すること若しくは廃止すること若しくは同条第九項の規定による措置をとることが決定されたとき又は同条第一項の規定により指定された期間が満了したとき(同条第二十七項の調査が行われている場合を除く。以下この項において同じ。)は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。
- 一 法第八条第一項又は第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 二 法第八条第一項又は第九項の規定による指定に係る貨物の供給者又は供給国
 - 三 法第八条第一項又は第九項の規定により指定された期間(同条第一項の規定により課される不当廉売関税を廃止するときは、当該廃止の期日を含む。)
 - 四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(法第八条第一項の規定により指定された期間が満了したときを除く。)
 - 五 法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することに併せて同条第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたときは、その対象とされる貨物及びその決定の理由
 - 六 その他参考となるべき事項

(関税・外国為替等審議会への諮問)

- 第二十条** 財務大臣は、調査の結果に基づき法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)すること若しくは廃止すること又は暫定措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令(抄) (平成二十年政令第百九十六号)

(課税物件)

- 第一条** 第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの(以下「特定貨物」という。)には、関税率率法(以下「法」という。)第八条第一項の規定により、不当廉売関税を課する。
- 一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン(電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「電解二酸化マンガン」という。)
 - 二 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国又は南アフリカ共和国
 - 三 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日までの期間
- 2** 前項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、平成二十年六月十四日から同年八月三十一日までの期間内に輸入されるもの(以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。)には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。
- 3** この政令における原産地については、関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第四条の二第四項に定めるところによる。

(税率)

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税の税率は、オーストラリアを原産地とするものにあつては二十九・三パーセント、スペインを原産地とするものにあつては十四・〇パーセント、中華人民共和国を原産地とするものにあつては四十六・五パーセント（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたもの（次条第二項において「特定電解二酸化マンガン」という。）にあつては、三十四・三パーセント）、南アフリカ共和国を原産地とするものにあつては十四・五パーセントとする。

IV. 不当廉売関税に係る申請の種類の詳細

○本邦の生産者は、課税期間が満了する1年前までに、課税期間の延長を求めることができる。

○不当廉売輸入又は本邦産業の損害の事実について事情の変更がある場合には、本邦の生産者、海外供給者、輸入者は、課税開始から1年以後、課税の変更又は廃止を求めることができる。

	課税申請	課税期間の延長申請	事情の変更による課税の変更・廃止申請	新規供給者による課税の変更・廃止申請	還付請求
関税定率法の条項	申請 8条4項	申請 8条26項	申請 8条21項	申請 8条12項	請求 8条32項
	調査 8条5項	調査 8条27項	調査 8条22項	調査 8条13項	調査 8条33項
申請(請求)者	本邦の生産者		本邦の生産者 海外供給者 輸入者	新規の海外供給者	不当廉売関税を納付した輸入者
申請(請求)時期	—	課税期間の末日の1年前の日まで	課税期間の初日から1年を経過した日以後	—	還付の計算期間の翌日から5年以内

(参考)

関税定率法(抄)

(明治四十三年法律第五十四号)

(不当廉売関税)

第八条

- 4 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。
- 5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。
- 1 2 新規供給者（第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと関係を有する者として政令で定めるもの以外の供給者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。
- 1 3 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認めるときは、当該事実の有無につき調査を行うものとする。
- 2 1 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。
- 2 2 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。
- 2 6 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。
- 2 7 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

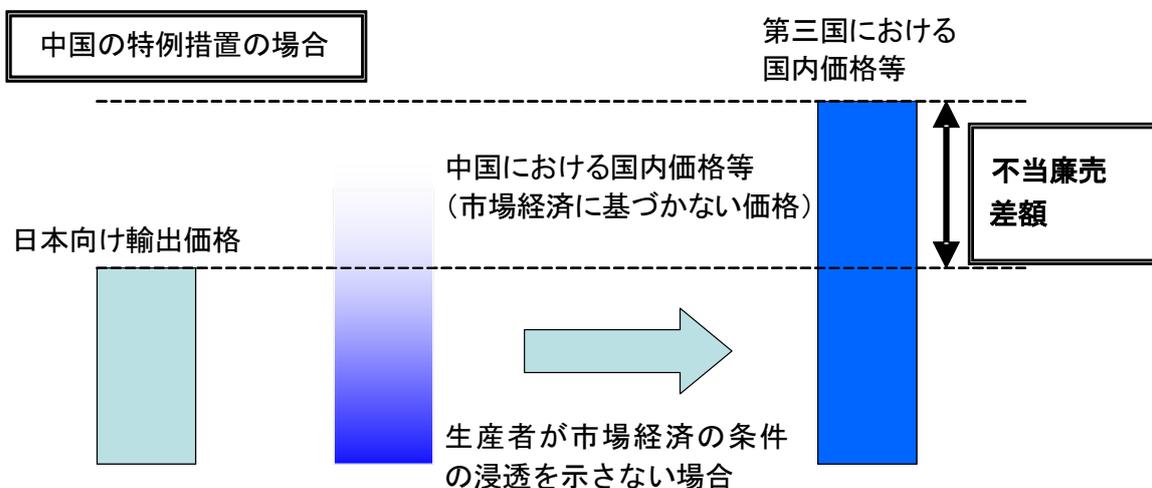
- 3 2 指定貨物の輸入者が納付した不当廉売関税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する不当廉売関税の還付の請求をすることができる。
- 3 3 政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

V. 中国に対する正常価格の算定に係る特例措置の概要

WTO加盟国は、中国が平成13年12月11日にWTO加盟した際の取り決めにより、平成28年12月10日までの間、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合は、不当廉売関税に関して特例措置として、中国における国内価格等との厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

具体的には、不当廉売差額を計算する際に、輸出価格と比較する価格（正常価格）として、中国における国内価格等ではなく、比較可能な同種の貨物を生産している最も近い経済発展段階にある国における国内価格等を用いることができることとしている。また、市場経済の条件が浸透している事実には次の事実が含まれるとしている。

- ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
- ② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- ④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- ⑤ その他特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの



(参考)

中国WTO加入議定書(抄)

第15条 補助金およびダンピングの決定に際しての価格比較可能性

「1994年のガット」、「1994年の関税および貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(「ダンピング防止協定」)および「SCM協定」は、中国を原産地としてWTO加盟国へ輸入される製品についての手続に適用される。ただし、以下の条件とも合致していることを要する。

(a) 「1994年のガット」第6条および「ダンピング防止協定」の下における価格比較可能性の決定に当たり、輸入国であるWTO加盟国は、調査の対象となる産業について、中国の価格またはコストを用いるか、または以下の規則に基づき、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

(中略)

(ii) 調査の対象となる生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産および販売について市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国であるWTO加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(中略)

(d) (前略) この条の (a) (ii) の規定は、加入後 15 年の経過をもって失効する。(後略)

不当廉売関税に関する政令(抄)

(平成六年政令第四百十六号)

(正常価格)

第二条 法第八条第一項に規定する政令で定める価格は、次に掲げる価格とする。

(中略)

四 当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第10条の2において同じ。)又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第8条第1項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実(第10条の2において「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。)があることを明確に示すことができない場合は、第1項第4号に掲げる価格を用いることができる。

VI. 我が国における不当廉売関税の課税状況

1. 課税が終了した案件

対象貨物	国・地域	調査開始	不当廉売関税率	課税期間
フェロシリコマンガン	中国、ノルウェー、南アフリカ	H3. 11. 29	4. 5%~27. 2%	H5. 2. 3~H10. 1. 31 (中国にのみ課税)
綿糸	パキスタン	H6. 2. 18	2. 1%~9. 9%	H7. 8. 4~H12. 7. 31
ポリエステル短繊維	韓国、台湾	H13. 4. 23	6. 0%~13. 5%	H14. 7. 26~H24. 6. 28

2. 現在課税中の案件（課税期間の延長調査中）

対象貨物	国・地域	調査開始	不当廉売関税率	課税期間
電解二酸化マンガン	スペイン、中国、南アフリカ、豪州	H19. 4. 27	14. 0%~46. 5%	H20. 6. 14~（暫定措置） H20. 9. 1~H25. 8. 31（確定措置） （注1）スペイン、中国及び南アフリカについては、現在、課税期間の延長に関する調査を実施中であり、当該調査が終了する日までの間、引き続き課税。 （注2）豪州については課税終了。

3. 課税に至らなかった案件

対象貨物	国・地域	調査開始	備考
カットシート紙	インドネシア	H24. 6. 29	H25. 6. 26 課税しないことを決定